

こども・子育て支援会議 認可・確認部会 運営規程

1 総則

この運営要綱は、こども・子育て支援会議条例、及びこども・子育て支援会議運営要綱に基づき、子ども・子育て支援会議に設置した認可・確認部会（以下、「部会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

2 委員氏名の非公表について

部会において、認定こども園設置・運営法人の選定を行うことから、委員氏名を公開することにより、公平公正な選定を阻害する恐れがあることから、委員の氏名については非公開とする。

3 部会の開催

- (1) 開催頻度は事前に設定せず、認可申請の状況等を踏まえ随時開催する。
- (2) 第1部会において個別の認可・確認申請等について検討することから、法人等の権利、競争上の地位等を考慮し部会は非公開とする。
- (3) 第2、3部会において個別の認定こども園設置・運営法人の選定を行うことから、法人等の権利、競争上の地位等を考慮し、部会を非公開とする。

(非公開とする理由)

当部会の所掌事項から、個別の認可又は確認申請及び認定こども園設置・運営法人の選定について部会で検討することになるため、部会を公開とした場合、法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することおそれがあるため。

4 守秘義務

部会委員は、正当な理由なく部会の職務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

5 庶務

部会の庶務は、大阪市こども青少年局幼保施策部幼保企画課が処理する。

附 則

この規程は、平成26年12月10日から施行する。

この規程は、平成27年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月22日から施行する。